

## 尾浜地区地区計画図

A<sub>2</sub>

A<sub>1</sub>

### 凡例

	A <sub>1</sub> 地区
	A <sub>2</sub> 地区

都市計画尾浜地区地区計画を次のように決定する

	名 称	尾浜地区地区計画
	位 置	相馬市尾浜字高塚・字船越・字平前・字原及び字札ノ沢の各字の一部
	面 積	約 28.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は相馬市中心市街地より北東 3.5km に位置し、相馬市の産業の一役を担う松川浦漁港と中心市街地を結ぶ都市計画道路 3・4・102（塙の町・松川浦港線）の沿道に沿った地区であり、また、眼下に松川浦県立自然公園をひかえた観光リゾート地である。</p> <p>当地区は松川浦に向けて南向きのなだらかな斜面を形成した風光明媚な地区であり、地区内外に原釜海水浴場への観光を目的とする旅館・ホテル・おみやげ屋等の立地が多く見られる。</p> <p>以上のような立地条件を考慮し、本地区においては、景観に配慮した相馬広域市町村圏の「海洋レクリエーションの拠点」の形成と観光施設・レジャー施設・住宅からなる良好な複合市街地の形成を目指す。特に「近隣商業地区」においては、アミューズメント施設等の集積、土地の有効利用を進めることにより、賑わいの空間の創出を図る。</p> <p>また、「第二種住居地区」においては、住宅地との調和を図りながら、道路周辺の利便性及びサービス機能の集積を図るべく地区計画を導入する。</p>
	土地利用の方針	<p>都市計画道路 3・4・102（塙の町・松川浦港線）の沿道で、かつ、眼下に松川浦県立自然公園を展望できるといった立地条件を活かし、商業・サービス・宿泊施設等の施設の集積とともに土地の高度利用を図り、魅力的な沿道型市街地の創出を目指す。</p> <p>一方、後背地の住宅地の住環境にも配慮した沿道環境の形成を図る。</p> <p>1. 「近隣商業地区」</p> <p>本市の観光拠点にふさわしい機能・環境・形態を備えるとともに、観光産業の高度化等をめざしたアミューズメント施設等の配置を図るとともに、新たな観光施設や賑わいの空間の導入による快適なリゾート空間の形成を図る。</p> <p>2. 「第二種住居地区」</p> <p>近隣商業地区との連続性を考慮しつつ、快適な居住環境と健全で明るいレジャー施設の調和した複合市街地の形成を図る。</p>

区域の整備・開発及び保全の方針	地区施設の整備方針	当地区の健全な土地利用の増進と快適な都市空間の創出のため、生活道路・細街路の整備にも努める。		
	建築物等の整備の方針	本地区は松川浦県立自然公園の背景として重要な地区である。そのため、建築物の形態・意匠等について地区全体としての調和を図り、魅力ある都市景観の形成を目指す。		
	その他当該地区的整備・開発及び保全に関する方針	ゆとりとうるおいのある空間を生み出すために、公共空間や緑化空間等の確保に努める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道 路	区画道路 1号 幅員 6.0m 延長 約 140m 区画道路 2号 幅員 6.0m 延長 約 55m
	地区の区分	区分の名称	近隣商業地区(A <sub>1</sub> )	
		区分の面積	約 2.0ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) マージャン屋・ぱちんこ屋・射的場・勝馬投票券発売所・場外車券売場その他これに類するもの 2) 畜舎
				次に掲げる建築物は建築してはならない。 1) マージャン屋・ぱちんこ屋・射的場・勝馬投票券発売所・場外車券売場その他これに類するもの 2) カラオケボックスその他これに類するもの。 3) 畜舎
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区的環境に調和制限した落ち着いたものとする。  刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観・風致を損なうおそれのある広告塔・広告板、その他これらに類するものは設置してはならない。	
備 考		自己の用に供する広告板、その他これらに類するものは、建築物から独立して設ける場合は次の1)～3)までを満足するものとし、建築物に表示するときは2)及び3)を満足するものとする。 1) 地盤面から高さ3m以下のもの(脚長を含む) 2) 表示面積が5m <sup>2</sup> 以下のもの 3) 落ち着いた色彩のもの		